

農牧畜供給省
大臣官房

2005年11月24日付訓令第22号

農牧畜供給大臣は、憲法第87条単項IIにより自らに付与された権限を行使し、動物由来製品の工業・衛生検査について定めた1950年12月18日付法律第1,283号について規定する1952年3月29日付命令第30,691号および同命令の変更、動物由来製品の工業・衛生検査およびその他の措置について定めた1989年11月23日付法律第7,889号、消費者保護およびその他の措置について定めた1990年9月11日付法律第8,078号および訴訟記録第21000,005172/01-29号、第21000,005432/2002-57号(統合済み)ならびに書類第70000,010271/2002-29号(添付済み)に鑑み、以下の通り決定する。

第1条 包装済み動物由来製品のラベル表示に関する技術規則を承認する。

第2条 企業は、本訓令公布から60日間以内に本訓令に基づく対応を実施する。

第3条 本訓令はその公布日をもって発効する。

第4条 1997年9月4日付通達第371号は廃止とする。

ロベルト・ロドリゲス

付属文書
包装済み動物由来製品のラベル表示に関する技術規則

1. 適用範囲

本技術規則は、国内取引用であるか国際貿易用であるかを問わず、また原産地を問わず、顧客不在の場所ですでに包装され、消費者に直ちに提供できる状態になっているすべての動物由来製品のラベル表示に対して適用されるものとする。

特定の動物由来製品が有する特有の性質のために、何らかの特別な規制が必要な場合には、かかる規制は、本技術規則の規定を補完するかたちで適用されるものとする。

2. 説明

2.1. 定義

本技術規則の適用に際しては、以下の用語は以下の通り理解される。

2.1. ラベルまたはラベル表示：ラベルまたはラベル表示とは、あらゆる記載事項、説明文、画像、すなわち動物由来製品の包装の上に記載、印刷、スタンプ、刻印、浮き彫りまたは石版印刷または貼付された、すべての記述素材またはグラフィック素材を指す。

2.2. 包装：包装とは動物由来製品の保存を保証し、輸送および取扱いを容易にするための容器、小箱（小包）または包装（パッケージ）を指す。

2.2.1. 1次包装または1次梱包：1次包装または1次梱包とは、動物由来製品に直接接触する包装を指す。

2.2.2. 2次包装または小箱（小包）：2次包装または小箱（小包）とは、1次包装を入れるための包装を指す。

2.2.3. 3次包装または包装：3次包装または包装とは、1つまたは複数の2次包装を入れるための包装を指す。

2.3. 包装済み動物由来製品：包装済み動物由来製品とは、1つに包装され消費者に直ちに提供できる状態あるすべての動物由来製品を指す。

2.4. 消費者：消費者とは、動物由来製品を購入する、または使用するすべての自然人または法

人を指す。

- 2.5. 成分：**成分とは、動物由来製品の製造または調合段階において使われ、原形のままで、または形を変えて最終製品中に存在するすべての物質を指す（食品添加物を含む）。
- 2.6. 原材料：**原材料とは、食品として使用するためには物理的、化学的または生物学的に処理かつまたは加工を施す必要があるすべての物質を指す。
- 2.7. 食品原材料：**食品原材料とは、食品として使用するために物理的、化学的または生物学的に処理または加工を施す必要がある、未加工の植物または動物由来のすべての物質を指す。
- 2.8. 食品添加物：**食品添加物とは、栄養分を与える目的とは別に、物理的、化学的、生物学的または知覚的な特徴の変更を目的として、動物由来製品の製造、加工、調合、処理、包装、納入、貯蔵、輸送または取扱いの段階において動物由来製品に意図的に加えられたあらゆる成分を指す。これにより食品添加物そのもの、または食品添加物が加えられた製品が動物由来製品の構成要素になるということを、直接的または間接的に意味する。この定義には、動物由来製品の栄養特性を保つまたは向上させる目的で動物由来製品に含まれる混入物質または栄養成分は含まれない。
- 2.9. 食品：**食品とは、人間の食用として製造済み、半製造状態または未加工のすべての物質を指す。これには飲料、チューインガムおよび食品の製造、調合または加工段階において使われるその他のあらゆる物質が含まれるが、化粧品、タバコ、医薬品としてのみ使われる物質は含まれない。
- 2.10. 自然食品：**自然食品とは、直ちに消費するにあたり、食べられない部分の除去ならびに完璧な衛生化および保存のために指定された処理のみが要求される植物または動物由来のすべての食品を指す。
- 2.11. 栄養強化食品：**栄養強化食品とは、食品の栄養価を高めるために栄養成分が添加されたすべての食品を指す。
- 2.12. 動物由来製品：**動物由来製品とは、人間の食用か否かにかかわらず製造済み、半製造状態または未加工のすべての動物由来物質を指す。
- 2.12.1. 食用の動物由来製品：**食用の動物由来製品とは、人間の食用として製造済み、半製造状態または未加工のすべての動物由来物質を指す。
- 2.12.2. 非食用の動物由来製品：**非食用の動物由来製品とは、動物の食用か否かにかかわらず

製造済み、半製造状態または未加工のすべての動物由来物質を指す。

- 2.13. 製品または食物：**製品または食物とは、適切な技術プロセスにより得られたすべての食品を指し、食品原材料または自然食品により製造される食品、またはそれ以外、もしくは許可されたその他の物質により製造されるすべての食品を指す。
- 2.14. 動物由来製品の販売名：**動物由来製品の販売名とは、総称（一般名）以外の名称であり、食用動物由来製品または食品の本質的な性質および特性を示す個別名称である。当該販売名は、その製品に関する特性および品質の基準を定めた技術規則において定められるものとする。
- 2.15. 動物由来製品の分割：**動物由来製品の分割とは、流通、販売ならびに消費者に提供するために動物由来製品を分割し、包装する作業を指す。
- 2.16. ロット：**ロットとは、同一製造者または処理業者によって、基本的に同じ条件で一定の時間内に加工された同一タイプの製品の総称である。
- 2.17. 原産国：**原産国とは、動物由来製品が生産された国、または複数の国で製造された場合には加工の根幹をなす最終処理が行われた国を指す。
- 2.18. メイン・ラベル：**メイン・ラベルはラベルの中で販売名ならびに商標またはロゴ（商標およびロゴがある場合）が最も目立つ方法で表示されている部分を指す。
- 2.18.1. フロント・ラベル：**フロント・ラベルはメイン・ラベルの中心部分、または通常の販売条件において購入者の最も目に付きやすい位置にある部分である。またビンの金属製の蓋、ならびにビンまたは缶に封をするために使われるプラスチック製フィルムまたはラミネート・フィルムもまたフロント・ラベルとみなされる。
- 2.18.2. サイド・ラベル：**サイド・ラベルはメイン・ラベルの一部であり、フロント・ラベルの横に位置する。ここには必須表示情報を表示するものとする。
- 2.18.3. サブ・ラベル：**サブ・ラベルはメイン・ラベルの一部であるが、販売時には通常は購入者からは見えない。ここには任意の情報または必須表示情報、管轄当局の基準および荷札または包装に関するその他の情報を表示するものとする。
- 2.19. 強調：**フレーズまたは文章の形式で何らかの警告、注意事項を目立たせるための強調。文書の場合には、（商標を除き）最も大きな文字の説明文本文と同じフォントを用いるべきものとする。はっきりと読めるようにする必要がある場合には、大文字の太字体にすべきで

ある。

3. 一般的原則

3.1. 包装済み動物由来製品には以下のような記載があってはならず、また以下のようなラベルが表示されてはならない。

- a) 誤った情報、不正確な情報、不十分な情報となり得る、または動物由来製品の本来の性質、構成、由来、タイプ、品質、数量、品質保持期限、効果もしくは使用方法に関して消費者の思い違い、錯誤、混乱または誤解を招く可能性のある語彙、記号、呼称、シンボル、エンブレム、イラストまたはその他のグラフィック表示を使用すること。
- b) 実際には当該製品にはない、または証明できない効果または特性を表示すること。
- c) 同様の性質の動物由来製品に本来当然含まれる構成要素が存在すること、または存在しないことをことさらに強調すること。ただし、何らかの特別技術規則で規定されている場合は例外とする。
- d) それと類似する製造技術を用いて製造されるすべての動物由来製品が、成分として含む構成要素の存在を、ある特定の加工済み動物由来製品においてことさらに強調すること。
- e) 動物由来製品中に含まれる量とは異なる量を摂取した場合、また薬剤として摂取した場合に、いくつかの構成要素または成分が持つ、または持つ可能性のある実際の、または予想される治療特性に関して誤解を招く可能性のある品質についてことさらに強調すること。
- f) 動物由来製品が薬効特性または治療特性を有すると記載すること。
- g) 健康増進、病気予防、治療行為を目的とした促進剤として動物由来製品を摂取するよう勧めること。

3.2. 消費者の錯誤、思い違いまたは誤解を招く可能性がある場合には、特定の特徴を有する動物由来製品の生産地として知られる特定の国、地域、住民の地理的呼称を、他の場所で製造された動物由来製品のラベル表示または広告には使用してはならない。

3.3 ある動物由来製品に関して一般的によく知られた有名な地域の感覚的特性（視覚、味覚）に類似した、または同様の特性を有する動物由来製品の製造を目的として、動物由来製品

がさまざまな地域の特徴的技術に基づいて製造されている場合には、動物由来製品の呼称には、消費国の現行規則により規定される呼称と同じ大きさ、同じ目立ち具合、同様の可視性を有する文字で「tipo (～風、～タイプ)」という表現を使用するものとする。

- 3.4. 原産国の管轄当局から製造または分割に関して資格を付与された加工処理施設のみが、動物由来製品のラベル表示を実施するものとする。ラベル表示が輸出先の国の言語で記載されていない場合には、必須表示情報を該当する言語でしかるべき大きさ、目立ち具合、可視性を有する文字で記載した補足ラベルを添付しなければならない。当該ラベルの添付は原産国、輸出先のいずれで行ってもよい。輸出先で添付する場合には、流通販売に先立って実施するものとする。

4. 言語

- 4.1. 包装（パッケージ）の 1 つの面に必須表示情報を記載する必要があるが、その際には、しかるべき大きさ、目立ち具合、可視性を有する文字で、消費国の公用語ですべてを詳細に記載した同一のラベルを添付するものとする。ただし、他の言語で書かれた文章があっても構わない。
- 4.2. 複数の言語によりラベル表示が行われる場合には、同等の重要性を有する必須表示情報を、異なる大きさ、目立ち具合、可視性の文字で表示してはならない。

5. 必須表示情報

本技術規則またはいずれかの特別技術規則において相反する規定が定められない限り、包装済み動物由来製品のラベル表示においては、以下の情報の表示が義務づけられる。

- 動物由来製品の販売名（名称）：動物由来製品の名称を、フロント・ラベルに目立つ文字（級数および色を統一）で、デザインおよび他の文言を間に入れずに記載しなければならない。使用する文字の大きさは、商標またはロゴがある場合にはそれらの表示に使われた文字の大きさとバランスのとれたものでなければならない。
- 成分リスト：成分リストを、含有量の多い順にラベルに記載するものとし、添加物についてはその作用、名称および INS（食品添加物の国際番号システム）番号を記載しなければならない。
- 液体含有物：液体含有物を該当する特別技術規則に基づき、フロント・ラベルに記載するものとする。

- － 原産地表示
- － 事業所の社名または商号および所在地
- － 輸入業者の社名または商号および所在地（動物由来製品が輸入品の場合）
- － 連邦検査局の公印
- － 公式分類に基づく事業所のカテゴリー（事業所が農牧畜供給省動物由来製品検査部（DIPOA）に登録済みの場合）
- － 国家法人登録番号（CNPJ）
- － 製品の保存方法
- － 製品の商標
- － ロットの特定
- － 製造年月日
- － 品質保持期限
- － 製品の構成成分
- － 届け出に関する記載：農牧畜供給省登録 SIF/DIPOA（連邦検査局／農牧畜供給省動物由来製品検査部）第----/----号
- － 食用動物由来製品または食品の調理および使用方法についての指示（必要な場合）。

6. 必須表示情報の表示

- 6.1.** 動物由来製品の販売名（名称）を、「製品の特定および品質に関する技術規則」の規定に基づきラベルに表示しなければならない。

動物由来製品の販売名（名称）または呼称および商標は、以下の要件に合致していなければならない。

- a) 「製品の特定および品質に関する技術規則」の中で1つの動物由来製品について複数の呼称が定められる場合には、少なくともそれらの呼称のうちのいずれか1つを使用すべきものとする。
- b) 「a」項で言及された呼称のうちの1つが併記されていれば、社会的に認知された呼称、変名、商標または登録済み商標を使用することもできる。
- c) 動物由来製品が本来持つ性質および物理的条件について、消費者の思い違いまたは錯誤を避けるために必要な追加の言葉または文を記載することができる。ただしそれらの言葉または文は、動物由来製品の販売名（名称）の脇またはすぐ近くに記載しなければならない。例：コーティングのタイプ、表示方法、行われた加工処理の条件またはタイプ。

6.2. 成分リスト

- 6.2.1. 単一成分でできた動物由来製品（例：冷凍肉、低音殺菌牛乳、冷凍鮮魚等）の場合を除き、ラベルには成分リストを記載するものとする。
- 6.2.2. 成分リストは、「ingredients」（成分）または「ingr.」という表現に続き、以下の規定に従ってラベル上に記載しなければならない。
 - a) すべての成分を、含有量の多い順に記載するものとする。
 - b) ある1つの成分が複数の成分で製造された1つの動物由来製品であり、何らかの特別技術規則において定義されている場合には、当該合成成分を、成分リストにそのまま表示することができる。ただしその場合には、その脇に当該成分に含まれる複数の成分を含有量の多い順に記載することが条件となる。
 - c) ある合成成分について、何らかの特別技術規則の中でその名称がすでに決定されており、当該合成成分が動物由来製品の25%未満である場合には、当該合成成分を構成する成分を表示する必要はないものとする。ただし、最終製品において技術的な役割を果す食品添加物の場合については例外とする。
 - d) 水は成分リストに表示しなければならない。ただし、水が塩漬け用塩水、砂糖水、シロップ、ソースまたはその他の類似物の一部を構成し、それらの合成成分が成分リストにそのまま表示される場合は例外とし、製造段階で蒸発する水および揮発性要素を表示する必要はない。

- e) 乾燥、凝縮、濃縮または気化処理が施された動物由来製品で、消費する際に加水によって復元する必要がある製品の場合には、合成成分を復元された動物由来製品における含有量 (m/m) の多い順に列挙することができる。その場合には、以下の表記を追加するものとする。

「ラベルの指示に基づいて調合された当該製品に含まれる成分」

- f) 果物、野菜、スパイスまたはハーブが混合されてはいるものの、いずれの含有量も微量な場合 (重量ベース)、それらの成分については、「em proporção variável (含有量は一定ではない)」という表記を成分リストに併記することを条件に、含有量の多い順以外の順番で列挙することもできる。

- 6.2.3. 成分リストにおける食品添加物の表記：食品添加物については、成分リストに記載して明らかにしなければならない。当該表記には、以下を含むものとする。a) 動物由来製品における添加物の主な役割または基本的役割、b) 添加物の名称 (正式名称) もしくは INS (食品添加物の国際番号システム) 番号または両方。

同じ役割を果たす複数の食品添加物がある場合には、役割ごとにまとめ列挙形式で記載してもよい。

食品添加物は成分の後に表記すべきものとする。

動物由来製品の中には、使用した食品添加物の名称 (正式名称) を成分リストに記載しなければならないものがある。こうした状況については、該当する特別技術規則において定めるものとする。

- 6.3. 液体含有物：**該当する特別技術規則の規定を遵守すること。

6.4. 原産地表示

- 6.4.1. 以下の事項の記載が義務づけられる。

- 製造者または生産者、処理業者または商標権者 (所有者) の名称 (商号)。
- 所在地 (省略なし)
- 原産国および原産地 (市町村)

ー 公式管轄機関への製造施設の登録番号または識別コード

6.4.2. 原産地表示に際しては、以下の表現のうちのいずれかを使用しなければならない：
「fabricado em... (～にて製造)」、「produto... (～にて生産)」または「indústria... (～工場にて製造)」。

6.5. ロットの特定

6.5.1. すべてのラベルには、動物由来製品のロットを特定できるコード番号または明確な表現を、目に見えると同時に判読可能で消えない方法で印刷、刻印またはその他の何らかの方法により表記するものとする。

6.5.2. ロットは、基準に従って動物由来製品または食品の製造者、生産者または処理業者により毎回特定されるものとする。

6.5.3. ロットの特定に際しては、以下を用いることができる。

- a) 文字「L」で始まる重要なコード：このコードは管轄当局の意向に沿ったものでなければならず、また国際貿易に際しては、このコードを商業書類に記載しなければならない。
- b) 製造年月日、包装または品質保持期限：この場合には、これらの中に少なくとも製造日および製造月、または製造月および製造年が表示されていることが条件となる（この場合は 6.6.1. の b 項に従う）

6.6. 品質保持期限

6.6.1. いずれかの特別規則に特段の定めがない限り、品質保持期限に関する以下の指示が効力を有する。

- a) 「品質保持期限」を表記しなければならない。
- b) 品質保持期限には、少なくとも以下を記載しなければならない。

ー 品質保持期限が 3 ヶ月以下の製品については日および月。

ー 品質保持期限が 3 ヶ月を超える製品については月および年。品質保持期限の切れる月が 12 月の場合には、「fim de (～まで)」(年) とい

う表現で年のみを表記するだけでもよいものとする。

c) 品質保持期限を、少なくとも以下の表現のうちのいずれか1つを使って表記するものとする。

— 「consumer antes de (～までに消費すること)」

— 「válido até ... (～まで品質保持可能)」

— 「validade ... (～まで品質保持可能)」

— 「val:... (品質保持期限：～)」

— 「vence ... (～に期限切れ)」

— 「vencimento ... (～に期限切れ)」

— 「vto:... (期限切れ：～)」

— 「venc: ... (期限切れ：～)」

d) c項で定められた表現は、以下を伴うべきものとする。

— 品質保持期限

— 品質保持期限が確認されている場所に関する何らかの明確な記載

— 6.6.1のb項で定められた基準に基づいて日および月、または月および年を消えない刻印またはマークで印刷すること

すべての情報は明確かつ正確でなければならない。

e) 日、月および年は数字で（コードではなく数字で）表記しなければならない。例外的に月は文字で表記してもよいが、文字の使用によって消費者の誤解を招くことがあってはならない。また文字で表記する場合には、月名の最初の3文字だけに省略することも認められる。

6.6.2. 保存のために特別な条件が要求される動物由来製品の包装ラベルには、読みやすい文

字で書かれた説明文を付け加えなければならない。当該説明文では、当該製品の標準的特性を維持するために必要な注意事項を明らかにし、動物由来製品の保存に際しての最高温度および最低温度ならびに製造者、生産者または処理業者が当該条件下において製品の品質保持を保証する期間を示さなければならない。説明文の追加というこの方法は、開封後に劣化する可能性のある動物由来製品について適用される。

特に、保存温度によって品質保持期限が変化する冷凍の動物由来製品の場合には、そうした特性について記載しなければならない。それらの製品の場合には、前述の基準に応じて温度ごとに品質保持期限（年月日）を記載することができる。または製造年月日を記載して、製造日からの品質保持期間（例：～日間または～ヵ月間）を温度ごとに記載してもよい。

品質保持期限を表示する際には、以下の表現も使えるものとする。

「validade a -18°C (freezer) : ~ (-18°C での品質保持期限 (フリーザー) : ~)」

「validade a -4°C (congelador) : ~ (-4°C での品質保持期限 (冷凍庫) : ~)」

「validade a 4°C (refrigelador) : ~ (4°C での品質保持期限 (冷蔵庫) : ~)」

6.7. 製品の使用に際しての準備および指示

6.7.1. ラベルには、適切な使用法に関する指示を必要に応じて記載しなければならない。それには、製品を正しく使用するために消費者が行うべき復元、解凍または処理も含まれる。

6.7.2. 動物由来製品の正しい使用を保証するために、それらの指示は不明瞭であってはならず、また誤解を与える余地があってはならない。

7. 任意のラベル表示

7.1. ラベル表示には、何らかの情報またはグラフィック表示および記載、印刷または刻印された素材、要素が含まれていてもよい。ただしその際には、それらが本規則の定める必須要件と相反するものではないことが条件であり、項目 3 の「一般的原則」で定められた製品特性の表示および虚偽の情報に関する要件もそれに含まれる。

7.2. 品質に関する呼称

7.2.1. いずれかの特別技術規則によって特定の動物由来製品についてそれに該当する仕様がすでに定められている場合に限り、品質に関する呼称を使用することができる。

7.2.2. それらの呼称は、分かりやすいものでなければならず、いかなる方法であれ、消費者に誤解または錯覚を与えてはならないものとする。また動物由来製品の品質を特定するすべてのパラメーターを満たさなければならない。

7.3. **栄養に関する情報**：栄養に関する情報を利用してもよいが、その場合には、項目 3 の「一般的原則」の規定と相反するものでないことが条件となる。

8. 必須表示情報の提示および流布

8.1. メイン・ラベルには、動物由来製品の販売名、その品質（規制が存在する場合には 100%純製品か混合製品かの別）、製品内容物の名目量を、必要に応じて図を伴い最も目立つ方法で、また正確にはっきりと見える色のコントラストを用いて記載しなければならない。

8.2. 表示が義務づけられたラベル表示の文字および数字の大きさは、動物由来製品の販売名（名称）および液体内容物の表示を除き、1 ミリ未満であってはならない。

9. 特殊ケース

ラベル表示のメイン・ラベルの面積が包装後に 10cm² 未満の小型製品については、項目 5 の「必須表示情報」で定められた要件が免除される可能性もある。ただしその場合でも、少なくとも製品の販売名および商標は表示しなければならない。

項目 9.1. で定められたケースにおいては、要求されるすべての必須表示情報を小型製品の包装に表示するものとする。

動物由来製品の技術プロセスにおいて植物性脂肪が加えられている場合には、メイン・ラベルの製品名のすぐ下の位置に、同じ級数および同色でデザインおよび他の文言を間に入れずに、大文字のボールド体で以下のように記載しなければならない：「CONTÉM GORDURA VEGETAL（植物性脂肪を含む）」。

人間の食用ではない動物由来製品のラベル表示に関しては、管轄する連邦検察局の印に加えて、「não comestível（非食用）」という表示を包装（パッケージ）上に焼き付けまたは刻印によって表示することが義務づけられている。また、かかる表示は、いかなる場合においても目立つ文字により表示するものとする。

動物飼料専用の動物由来製品の包装用のラベル表示には、管轄する連邦検察局の印に加えて、「alimento para animais（動物用餌）」と表示するものとする。

遺伝子組み換えおよび有機の動物由来製品の包装用のラベル表示は、該当する特別技術規則に従わなければならない。